

よくある質問（Q&A）

※〇歳年度末…〇歳到達後最初の3月31日のことを指します。

項番	質問	回答
1	児童手当の対象拡充はいつから反映されますか？ また支払日はいつですか？	令和6年（2024年）10月分の手当から反映されます。対象拡充後の児童手当は2か月に1回支給いたしますので、令和6年（2024年）10月分の手当が支給されるのは、 令和6年（2024年）12月 です。 また、支払日は偶数月の10日を予定しております。※支払日が土・日・祝日である場合は直前の平日に支払います。
2	私は公務員です。射水市へ申請は必要ですか？	射水市への申請は不要です。勤務先での手続きとなります。ただし、独立行政法人の公務員の場合は、射水市へ申請が必要です。
3	制度改正により申請や届出が必要になる人はどのような人ですか？	以下のいずれかに該当する方です。 ・現在児童手当を受給しておらず、高校生年代のお子様を養育している方 ・所得上限限度額超過により現在児童手当を受給していない方 ・19～22歳年度末のお子様を養育し、0～18歳年度末の児童と合わせて3人以上になる場合 ※現在児童手当の受給者で、高校生年代のお子様も養育されている方については申請不要です。 ※養育されているお子様の数が大学生相当のお子様を含めて2人以下の場合、申請不要です。
4	申請書が届きましたが、令和6年（2024年）10月より前に射水市外に転出予定です。この場合、射水市への制度改正に関する申請は必要でしょうか？	制度改正前（令和6年（2024年）9月まで）に射水市外に転出される場合は、射水市への制度改正に関するお手続きは不要です。転出した先でのお手続きをお願いします。※申請方法や申請開始時期は自治体によって異なりますので、詳しくは転出先の児童手当担当部署にお尋ねください。 なお、現受給者の方が射水市外に転出する場合は、転出に伴う消滅届を射水市に提出する必要がありますので、ご注意ください。
5	所得上限を超過し、現在受給資格を喪失しています。制度改正後に児童手当を受給するために申請が必要ですか？	現在児童手当の受給資格を喪失しているかたは、改めて認定請求をしていただく必要があります。 令和6年度（2024年度）現況届審査の結果、所得上限を超過したことにより受給資格を喪失した方には、資格消滅通知と併せて認定請求に関するご案内を郵送いたしますので、お手数ですが再度申請をお願いします。 なお、令和5年度（2023年度）以前に所得上限を超過したことにより受給資格を喪失した方にも、令和6年（2024年）9月初旬に案内を郵送いたします。
6	第3子以降加算（多子加算）とはなんですか？	第3子以降加算（多子加算）とは、通常お子様一人当たりの支給月額が10,000円であるところ、養育しているお子様が3人以上いる場合に、3人目以降のお子様の支給金額が増額されることを言います。 制度改正前は、第3子以降の支給月額が15,000円で、お子様の数を数えるときは高校卒業（18歳年度末）までのお子様を対象としておりました。 令和6年（2024年）10月の制度改正後は、第3子以降の支給月額が30,000円に増額され、さらに大学卒業相当（22歳年度末）までのお子様を数えることができるようになります。

7	現在児童手当を受給している人は原則申請不要とのことですが、18歳年度末を経過してから22歳年度末までにある子を養育している場合はなぜ申請が必要なのですか？また、0歳から22歳年度末までの子が2人以下の場合はなぜ申請が不要なのですか？	現在児童手当を受給している方は、既に18歳年度末までのお子様についての申請をいただいております。このため、申請をいただかなくても拡充対象のお子様に対する増額処理を実施することができます。 一方で、18歳年度末を経過したお子様（大学生相当のお子様）については、現在の養育状況を射水市で把握していないため、ご申請いただく必要がございます。 なお、0歳から22歳年度末までのお子様2人以下の場合は第3子以降加算の対象外となり、児童手当の支給対象でない大学生相当のお子様の養育状況を把握する必要がないため、申請不要としております。 ・具体的な例 大学2年生（第1子：20歳） 高校2年生（第2子：17歳） 中学2年生（第3子：14歳） ↓ 第1子を養育していることを申請すれば、第3子の支給月額が10,000円から30,000円に増額します。 大学2年生（第1子：20歳） 中学2年生（第3子：14歳） ↓ 第1子を養育していることを申請しても、第2子の支給月額が変わらないので申請不要。
8	高校を卒業して就職している子がいますが、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることはできますか？	お子様が就職していても、そのお子様を養育している場合は第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。 養育しているとは、以下2つの条件をどちらも満たしている状態のことを言います。 ①お子様と同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている、または、別居しているが定期的な連絡・面会等をしている。そのほか、これらに相当する監護状況である。 ②生活費（食費、家賃等）または学費などを負担している。その他、これらに相当する経済的負担をしている。 上記条件①、②のどちらも満たしていれば、お子様の状況（進学・就職・浪人等）は問わず、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。
9	夫婦で共同して子を養育している場合、父母のどちらが申請すべきでしょうか？	父母が共同してお子様を養育している場合、原則として生計中心者（所得の高い方）が申請者となります。 なお、所得の高い配偶者が、射水市外に居住している場合、または勤務先から手当が支給される公務員である場合は、配偶者の居住自治体、または勤務先で児童手当の申請をする必要がありますのでご注意ください。射水市との重複支給が発覚した場合は、重複支給分の手当をご返還いただきます。
10	現在、高校生の子どものみをひとり養育していますが、配偶者と離婚協議中で、子どもを連れて別居しています。この場合、児童手当は私と配偶者のどちらが申請すべきでしょうか？	離婚協議中や配偶者からの暴力（DV）により父母の生計が別である場合は、お子様と同居している方が同居父母として児童手当の申請をすることができます。 配偶者と離婚協議中のかたなど一部の方は、職員による事情の聞き取りが必要な場合や、状況によって追加で書類をご提出いただく場合がございます。